

# 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

## 【改正箇所 新旧対照表】

令和7年4月

静岡県

改定内容：低入札価格調査基準価格の算定式等の改定に準ずる改定



新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 本要領は、<b>予定価格が百万円以上（削除）5百万円未満の建設関連業務で、（削除）</b>「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(6)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接測量費の額</li> <li>② 測量調査費の額</li> <li>③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</li> </ul> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</li> </ul> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> </ul>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 本要領は、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(6)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の<b>8.1</b>を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の<b>8.1</b>を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接測量費の額</li> <li>② 測量調査費の額</li> <li>③ 諸経費の額に10分の<b>5</b>を乗じて得た額</li> </ul> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の<b>5</b>を乗じて得た額</li> </ul> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> </ul>



新旧対照表

改正前	改正後
<p>ら適用する。</p> <p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>別図 1（第 3 条第 1 項関係）（略）</p>	<p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><b>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</b></p> <p>別図 1（第 3 条第 1 項関係）（略）</p>

新旧対照表

改正前

改正後